

改正

平成19年 3 月30日告示第77号
平成19年 9 月28日告示第220号
平成20年 6 月 1 日告示第114号
平成21年 3 月31日告示第68号
平成21年 6 月 1 日告示第113号
平成23年12月28日告示第189号
平成24年 3 月26日告示第34号
平成25年 4 月22日告示第150号
平成25年 7 月30日告示第184号
平成26年 3 月31日告示第40号
平成27年 3 月31日告示第45号
平成28年 4 月 1 日告示第90号
平成30年 3 月30日告示第63号
令和 2 年 1 月31日告示第14号
令和 4 年 4 月 1 日告示第53号
令和 4 年 4 月28日告示第111号

伊賀市一般競争入札実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより入札の円滑な執行を図るとともに、適正な契約の履行に資することを目的とする。

(対象案件)

第 2 条 一般競争入札の対象案件は、設計金額130万円を超える建設工事、設計金額500万円以上の測量、調査、設計等コンサルタント業務、設計金額500万円以上のその他の委託業務、設計金額200万円以上の物品の購入等とする。ただし、市長が特に一般競争入札により難しいと認める場合は、これ以外の方法によることができる。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札に付する事項は、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条の規定により公告する。

2 前項の公告は、設計金額1億5000万円以上の工事については（標準）入札公告（様式第1号）により、設計金額2000万円以上の物品の購入等については（標準）入札公告（様式第1号の2）、それ以外については（簡易型）入札公告（様式第1号の3、様式第1号の4、様式第1号の5、様式第1号の6又は様式第1号の7）により作成の上、契約担当課で供覧し、及び伊賀市ホームページで掲載するものとする。

（参加資格）

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2） 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始もしくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- （4） 伊賀市契約規則第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の当該業種に登録されている者
- （5） 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者
- （6） 建設業法等の法令、規則等に違反していない者
- （7） 前各号に掲げるもののほか、入札案件ごとに定める要件を満たす者

2 建設工事の一般競争入札に参加できる者は、前項の規定に該当し、かつ、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- （1） 対象工事の設計業務の受託者（以下この号において「受託者」という。）との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- （2） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること（当該届出の義務のない者を除く）。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期日までに一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 公告において履行実績又は技術者の配置を求めた案件については、申請書提出の際、履行実績書(様式第3号)又は配置予定技術者届出書(様式第4号、様式第4号の2、様式第4号の3又は様式第4号の4)を提出しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、原則として伊賀市ホームページにおいて設計図書等を取得するものとする。ただし、これにより難しい場合で公告により指定したときは、契約担当課において交付するものとする。

2 設計図書等に対する質問等は、所定の期日までに書面により受付け、質問に対する回答は、契約担当課で閲覧に供するとともに伊賀市ホームページに掲載するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要のあるときは、事前に公告において明らかにするものとする。

(参加資格の確認)

第8条 市長は、提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定するものとする。ただし、公告において落札候補者決定後に審査する旨指定した条件の審査については、開札後、落札候補者についてのみ行う。

2 市長は、申請書等を提出した者で不適格と認められるものを除き入札に参加できるようにしなければならない。

3 市長は、参加資格の有無について決定した場合は、その結果を通知するものとする。ただし、参加資格があると認めた者に対しては、省略することができる。

4 第1項ただし書の規定により落札候補者について審査した場合において、落札候補者に参加資格がないと認められるときは、次順位者を落札候補者として参加資格の審査を行う。この場合において、次順位者が複数存在するときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

5 前項の審査の結果、落札候補者となった次順位者の参加資格がないと認められるときは、参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで同様に繰り返す。

(参加資格の取消し)

第9条 前条第1項の規定により参加資格があると決定された者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、市長は、当該参加資格を取り消すことができる。

(1) 第4条各項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請書又は添付書類において、虚偽の申請をしたこと又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により参加資格を取り消す場合は、当該取り消した者にその旨を通知するものとする。

(参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明)

第10条 第8条第3項の規定による参加資格がない旨の通知を受けた者又は前条第2項の規定による参加資格を取り消した旨の通知を受けた者で、当該参加資格否認理由又は取消理由について不服がある者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する方法により苦情申立てを行うことができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金は、これを免除する。

2 契約保証金は、伊賀市契約規則第28条の規定によるものとする。

(入札の執行)

第12条 入札の執行前に確認通知書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 入札執行職員は、入札の執行に当たり、内訳書の提出を求めることができる。

3 入札参加希望者若しくは参加資格を認められた者が1者であるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を中止することができる。

4 入札は、持参、郵送又は電子により行うものとする。郵送で行う場合において、指定の日時までに到達しなかったものは、無効とする。

5 開札は、入札執行の日時において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

(同日落札制限)

第13条 同日に開札を執行する一般競争入札による建設工事及び測量、調査、設計等コンサルタント業務については、一の業者（共同企業体を除く。）が落札者又は落札候補者（以下「落札者」という。）となることができる件数は、建設工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する業種の区分ごとに、測量、調査、設計等コンサルタント業務は伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第2条第3項に規定する業務の区分ごとに各1件ま

でとし、落札となった入札後に当該落札者が行った入札（同日に行ったものに限る。）は、無効として取り扱うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 落札者の決定が保留となった一般競争入札（以下「落札決定保留入札」という。）があった場合において、当該落札決定保留入札の開札後に開札が行われる一般競争入札（当該落札決定保留入札と同日に行われるものに限る。）の落札者となった者が当該落札決定保留入札に係る入札を行っていたときは、当該落札者の当該落札決定保留入札に係る入札は、無効として取り扱うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第77号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日告示第220号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月1日告示第114号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。
（伊賀市公募型指名競争入札実施要綱の廃止）
- 2 伊賀市公募型指名競争入札実施要綱（平成16年伊賀市告示第108号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月31日告示第68号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日告示第113号）

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月28日告示第189号）

この告示は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第34号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月22日告示第150号）

この告示は、平成25年4月22日から施行し、改正後の伊賀市一般競争入札実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月30日告示第184号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第40号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第90号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第63号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日告示第14号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第53号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日告示第111号）

この告示中第1条の規定は令和4年5月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（標準）入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要

-
- (5) 工事期間 契約の日から 年 月 日まで（ 日間）
 - (6) 予定価格（税込） 円
 - (7) 最低制限価格 設定（有・無） 予定価格の10分の7以上の額で設定
 - (8) 工事担当課

2 参加資格に関する事項

公告日現在、伊賀市契約規則第15条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とする。

ア 本工事の設計業務の受託者

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者

（ア）本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員

を兼ねている場合における当該建設業者

- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること（当該届出の義務のない者を除く。以下当該 3 保険を「社会保険等」という。）。

3 入札参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

- ア 伊賀市一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 履行実績書
- ウ 配置予定技術者届出書
- エ 社会保険等の加入状況が分かるもの（次の（ア）又は（イ）の書類を提出すること。）
 - （ア） 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し。ただし、審査基準日より 1 年 7 か月以内の最新のもの
 - （イ）（ア）において社会保険等加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入した者は、（ア）の書類に加えて加入したことが分かる書類の写し

(2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所

ウ 提出方法

(3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで

イ 閲覧場所

(4) 設計図書に対する質問

- ア 提出期間 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

ウ 提出方法

(5) 設計図書に対する回答

- ア 供覧期間 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで

イ 供覧場所

4 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定

提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格有無の通知

年 月 日（曜日）

(3) 参加資格有無について

入札の執行について（通知）又は一般競争入札参加資格確認通知書により

通知する。

(4) 苦情の申立て

資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 一般競争入札資格確認通知書にて通知を受けた日から 年 月 日（曜日）の午前9時から午後4時30分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後1時を除く。）

イ 提出場所

ウ 提出方法

(5) 入札の中止又は延期

伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項に該当する場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

5 工事費内訳書の提出

入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。なお、提出のない者は入札に参加できない。

6 入札保証金及び契約保証金の納付

(1) 入札保証金は、これを免除する。

(2) 契約保証金は、伊賀市契約規則第28条の規定による。

7 入札及び開札の執行

(1) 入札及び開札

ア 入札（開札）日時 年 月 日（曜日） 時 分

イ 入札（開札）場所

ウ 入札方法

エ 入札書到着期限 年 月 日（曜日）必着

オ 提出場所

カ 入札回数 回を限度とする。

8 入札の無効

伊賀市契約規則第10条の規定に該当する入札は、無効とする。

9 支払条件

(1) 前払金：有・無（伊賀市会計規則第43条の規定による。）

(2) 中間前払金：有・無（伊賀市会計規則第44条の規定による。）

(3) 部分払：有（ 回以内）・無

※(2)、(3)はいずれかを選択することができるものとする。

10 その他

(1) 本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱、伊賀市郵便入札執行要領及び伊賀市電子入札運用基準の規定によるものとする。

(2) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 本公告に関する問い合わせ先
伊賀市 番地
伊賀市 課
電話 — —

様式第1号の2（第3条関係）
様式第1号の2（第3条関係）

(標準) 入札公告

下記の物件について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約番号
- (2) 物件名
- (3) 納入場所
- (4) 概要
- (5) 納入期限 年 月 日
- (6) 担当課

2 参加資格に関する事項

公告日現在、伊賀市契約規則第15条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) 市内に本店、支店、営業所及び出張所を有し、入札参加資格者名簿の日用雑貨・日用品部門に登録されている者

3 入札参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（伊賀市一般競争入札実施要綱様式第2号）

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの
午前9時から午後4時30分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

ウ 提出方法

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

イ 閲覧場所 伊賀市ホームページ

(4) 設計図書に対する質問

ア 提出期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの
午前9時から午後4時30分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

ウ 提出方法

(5) 質問に対する回答

ア 供覧期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

イ 供覧場所

(6) 同等品申請の受付

ア 受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの
午前9時から午後4時30分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

ウ 提出方法

(7) 同等品申請に対する回答

年 月 日（ ） により回答する。

4 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定

提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格有無の通知

年 月 日 ()

(3) 参加資格有無について

一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(4) 苦情の申立て

資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第 4 条に規定する苦情申立書（様式第 1 号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書にて通知を受けた日から 年 月 日 () の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
(閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。)

イ 提出場所

ウ 提出方法

(5) 入札の中止又は延期

伊賀市一般競争入札実施要綱第 12 条第 3 項に該当する場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

5 内訳書の提出

入札執行時に内訳書の提出を求める。なお、提出のない者は入札に参加できない。

6 入札保証金及び契約保証金の納付

(1) 入札保証金は、免除とする。

(2) 契約保証金は、伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

7 入札及び開札の執行

(1) 入札及び開札

ア 入札（開札）日時 年 月 日 () 時 分

イ 入札（開札）場所

ウ 入札方法

エ 入札書到着期限 年 月 日 () 必着

オ 提出場所

カ 入札回数 回を限度とする。

8 入札の無効

伊賀市契約規則第 10 条の規定に該当する入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱、伊賀市郵便入札執行要領及び伊賀市電子入札運用基準によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) この入札による物件供給契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、伊賀市議会の議決を得た日から本契約の効力を生じる。
（議決までの間は仮契約とする。）
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

伊賀市 番地

伊賀市 課

電話 — —

様式第1号の3 (第3条関係)
様式第1号の3 (第3条関係)

号

(簡易型) 入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契約番号) 工 事 名	()
(2) 工 事 場 所	
(3) 工 事 概 要	
(4) 工 事 期 間	
(5) 工 事 担 当 課	
2 参加資格に関する事項	
(1) 建設業の許可等	
(2) 業種及びランク	
(3) 完成工事高又は 工事履行実績	
(4) 技術者の配置	現場代理人
	主任技術者又は監理技術者
(5) そ の 他 ① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による上記業種についての許可を有する者 ③ 経営事項審査の審査基準日が、 年 月 日以降である者 ④ 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添 付 書 類	
(2) 提 出 期 間	
(3) 設計図書等の閲覧	
(4) 質問受付期間	
(5) 質問の回答	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	
(2) 入札(開札)日時	
(3) 入札(開札)場所	
(4) 入 札 方 法	
(5) 入 札 期 間	
(6) 予定価格(税込み)	
(7) 最低制限価格	
(8) 入 札 保 証 金	

(9) 契約保証金	伊賀市契約規則第 28 条の規定による。
5 支払い条件	
(1) 前払金	
(2) 部分払又は中間前払金	
6 その他	
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

様式第1号の4（第3条関係）
 様式第1号の4（第3条関係）

号

（簡易型）入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項		
(1) (契約番号) 業務委託名	()	
(2) 履 行 場 所		
(3) 業 務 概 要		
(4) 履 行 期 間		
(5) 業 務 担 当 課		
2 参加資格に関する事項		
(1) 地 域 要 件		
(2) 登 録 部 門		
(3) 事 務 所 要 件		
(4) 配置技術者要件	管理技術者	
	照査技術者	
(5) 業 務 履 行 実 績		
(6) そ の 他		
① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者		
② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者		
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項		
(1) 添 付 書 類		
(2) 提 出 期 間		
(3) 設計図書等の閲覧		
(4) 質問受付期間		
(5) 質問の回答		
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項		
(1) 参加資格の可否		
(2) 入札（開札）日時		
(3) 入札（開札）場所		
(4) 入 札 方 法		
(5) 入 札 期 間		
(6) 予定価格（税込み）		
(7) 最低制限価格		
(8) 入 札 保 証 金		
(9) 契 約 保 証 金	伊賀市契約規則第28条の規定による。	
5 支払い条件		
(1) 前 払 金		

(2) 部 分 払	
6 その他	
特 記 事 項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

様式第1号の5 (第3条関係)
様式第1号の5 (第3条関係)

号

(簡易型) 入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契約番号) 業務委託名	()
(2) 履行場所	
(3) 概要	
(4) 履行期間	
(5) 業務担当課	
2 参加資格に関する事項	
(1) 地域要件	
(2) 登録部門	
(3) 履行実績	
(4) その他 ① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添付書類	
(2) 提出期間	
(3) 提出場所	
(4) 設計図書等の閲覧	
(5) 質問受付期間	
(6) 質問の回答	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	
(2) 入札(開札)日時	
(3) 入札(開札)場所	
(4) 入札方法	
(5) 提出期限	
(6) 提出先	
(7) 入札回数	
(8) 最低制限価格	
(9) 入札保証金	
(10) 契約保証金	伊賀市契約規則第28条の規定による。
(11) 入札の無効	伊賀市契約規則第10条の規定に該当する入札は無効とする。

(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。
5 支払い条件	
(1) 前払金	
(2) 部分払	
6 その他	
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

様式第1号の6 (第3条関係)
様式第1号の6 (第3条関係)

号

(簡易型) 入札公告

下記の物件について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契約番号) 物件名	()
(2) 納入場所	
(3) 概要	
(4) 納入期限	
(5) 業務担当課	
2 参加資格に関する事項	
(1) 地域要件	
(2) 登録部門	
(3) 履行実績	
(4) その他 ① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添付書類	
(2) 提出期間	
(3) 提出場所	
(4) 設計図書等の閲覧	
(5) 質問受付期間	
(6) 質問の回答	
(7) 同等品申請受付期間	
(8) 同等品申請の回答	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	
(2) 入札(開札)日時	
(3) 入札(開札)場所	
(4) 入札方法	
(5) 提出期限	
(6) 提出先	
(7) 入札回数	
(8) 最低制限価格	
(9) 入札保証金	
(10) 契約保証金	伊賀市契約規則第28条の規定による。

(11) 入札の無効	伊賀市改約規則第10条の規定に該当する入札は無効とする。
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。
5 支払い条件	
(1) 前払金	なし
(2) 部分払	なし・あり(回以内)
6 その他	
特記事項	本公募に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

(簡易型) 入札公告

下記の物件について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第4条の規定により公告する。

年 月 日

伊賀市長

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契約番号) 貸借物件名	()
(2) 設置場所	
(3) 概要	
(4) 貸借期間	
(5) 業務担当課	
2 参加資格に関する事項	
(1) 地域要件	
(2) 登録部門	
(3) 履行実績	
(4) その他	① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添付書類	
(2) 提出期間	
(3) 提出場所	
(4) 設計図書等の閲覧	
(5) 質問受付期間	
(6) 質問の回答	
(7) 同等品申請受付期間	
(8) 同等品申請の回答	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	
(2) 入札(開札)日時	
(3) 入札(開札)場所	
(4) 入札方法	
(5) 提出期限	
(6) 提出先	
(7) 入札回数	
(8) 最低制限価格	
(9) 入札保証金	
(10) 契約保証金	伊賀市契約規則第28条の規定による。
(11) 入札の無効	伊賀市契約規則第10条の規定に該当する入札は無効とする。
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。

5 支払い条件	
(1) 前払金	
(2) 部分払	
6 その他	
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

様式第2号（第5条関係）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

伊賀市長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

年 月 日付けで入札公告のありました次の一般競争入札に参加する資格について、確認されたく、申請します。

契約番号 (_____)

工事名 _____

様式第3号 (第5条関係)

履 行 実 績 書

会 社 名			
名 称 等	件 名		
	発 注 機 関 名		
	実 施 場 所		
	契 約 金 額		
	期 間		
	受 注 形 態 (いずれかに○を付ける)	単独・共同企業体	単独・共同企業体
概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

(注) 次の書類を添付してください。

- 1 契約履行証明書・完成認定書(写)・契約書(写)等
- 2 概要確認のため仕様書の一部(写)

様式第4号 (第5条関係)

配 置 予 定 技 術 者 届 出 書

会 社 名			
技 術 者 区 分			
技 術 者 氏 名			
法令による 資格	名 称		
	登 録 番 号		
	取 得 年 月 日		
公 共 事 業 経 歴	件 名		
	発 注 機 関 名		
	実 施 場 所		
	契 約 金 額		
	期 間		
	従 事 した 役 職 名		

- (注) 1 県内・県外業者は、法令による資格の写し及び雇用が確認できる書類を添付してください。
2 公共事業経歴欄は公告で指定した場合に記載すること。

様式第4号の2 (第5条関係)

配置予定技術者届出書 (工事・事前審査用)

会社名			
技術者区分		監理技術者	主任技術者
技術者氏名			
法令による資格	名称		
	登録番号		
	取得年月日		
公共事業経歴	件名		
	発注機関名		
	実施場所		
	契約金額		
	期間		
	従事した役職名	監理技術者・主任技術者・現場代理人	監理技術者・主任技術者・現場代理人

- (注) 1 県内・県外業者は、法令による資格の写し、営業所専任技術者証明書及び雇用が確認できる書類を添付してください。
 2 公共事業経歴欄は公告で指定した場合に記載すること。
 3 公共事業経歴欄に現場代理人での経歴を記載する場合は、有資格技術者として従事した現場代理人の経歴に限るものとする。

様式第4号の3 (第5条関係)

配置予定技術者届出書 (工事・事後審査用)

会社名			
技術者区分		監理技術者・主任技術者	現場代理人
技術者氏名			
法令による資格	名称		
	登録番号		
	取得年月日		
公共事業経歴	件名		
	発注機関名		
	実施場所		
	契約金額		
	期間		
	従事した役職名		

- (注) 1 県内・県外業者は、法令による資格の写し、営業所専任技術者証明書及び雇用が確認できる書類を添付してください。
 2 現場代理人は、雇用が確認できる書類を添付してください。
 3 公共事業経歴欄は公告で指定した場合に記載すること。
 4 公共事業経歴欄に現場代理人での経歴を記載する場合は、有資格技術者として従事した現場代理人の経歴に限るものとする。

様式第4号の4（第5条関係）

配置予定技術者届出書（コンサル用）

会 社 名			
技 術 者 区 分		管理技術者・主任技術者	照査技術者・現場代理人
技 術 者 氏 名			
法令による資格	名 称		
	登 録 番 号		
	取 得 年 月 日		
公 共 事 業 経 歴	件 名		
	発 注 機 関 名		
	実 施 場 所		
	契 約 金 額		
	期 間		
	従 事 した 役 職 名	管理技術者・主任技術者 照査技術者・現場代理人	管理技術者・主任技術者 照査技術者・現場代理人

(注) 1 県内・県外業者は、法令による資格の写し及び雇用が確認できる書類を添付してください。

2 現場代理人は、雇用が確認できる書類を添付してください。

3 公共事業経歴欄は公告で指定した場合に記載すること。